　年　　月　　日

国立大学法人奈良国立大学機構

奈良教育大学　御中

依頼者

住　所

団体名

役職名・氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自署、または押印

教育・学術支援　申込書

裏面に記載の実施条件を承諾の上、下記のとおり教育・学術支援を申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 題目 |  | |
| 1. 目的及び内容 | 目的：  内容： | |
| 1. 期間及び合計時間 | 承諾日　　～　　年　　月　　日　　計　　　時間 | |
| 1. 実施場所 |  | |
| 1. 教育・学術支援経費 | 円　（直接経費と間接経費の合算額） | |
| （消費税額及び地方消費税額を含む） | 直接経費 | 円 |
| 間接経費 | 円 |
| 1. 奈良教育大学   教育・学術支援担当者  (所属・職・氏名) | 担当者が複数いる場合、代表者の前に※印をつけてください。 | |
| ７　依頼者の担当者情報 | 所属・氏名：  住所：〒  電話：  メール： | |
| 1. その他必要な事項 |  | |

※規程第７条２項適用の場合

申込みいただきました教育・学術支援を受諾します。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良教育大学長　㊞

教育・学術支援　実施条件

第１条　国立大学法人奈良国立大学機構奈良教育大学（以下「甲」という。）による教育支援又は学術支援（以下「教育・学術支援」という。）における実施条件は以下のとおりとする。

第２条　甲の職員等は、依頼者（以下「乙」という。）の業務に対し、教育若しくは研究面での支援又は指導、助言等を、その内容が本学の業務と密接に関連し、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

第３条　乙は、甲に教育・学術支援を依頼する場合、この「教育・学術支援　申込書」を、原則として開始の60日前までに甲に提出しなければならない。

第４条　乙は、教育・学術支援に必要な経費（以下「教育・学術支援経費」という）として、表面に掲げる経費を甲発行の請求書に定める納入期限までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。当該経費の管理、執行及び経理処理は甲が行うものとする。

２　甲は、乙が第１項に定める教育・学術支援経費を所定の期日までに納入しないときは、契約を解除することができる。

３　既納の教育・学術支援経費は、原則として返還しない。

第５条　乙は、第２条の教育・学術支援を一方的に中止することはできない。

２　甲は、天災その他やむを得ない事由があるときは、乙と協議の上、教育・学術支援を中止又はその期間を変更することができる。この場合において、甲はその責任は負わない。

３　教育・学術支援の中止、または期間の変更により教育・学術支援の内容に変更が生じた場合は、必要に応じて本書を変更することができる。

第６条　教育・学術支援を終了した場合において、第４条の規定により納入された経費に過不足が生じた場合は、甲及び乙はその取扱いを協議した上で、これを解消するものとする。

第７条　前条に関わらず、第４条の規定による教育・学術支援の終了が、乙の事由による場合、甲は一切の経費を返還しないものとする。

第８条　教育・学術支援により生じた発明等の取り扱いについては、奈良国立大学機構職務発明規程の定めるところとする。

第９条　甲及び乙は、教育・学術支援の実施に際して知りえた秘密情報について、その秘密保持に十分な配慮をしなければならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

第10条　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内に是正されないときは、その後直ちに本契約を解除することができる。

　(１)　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき

　(２)　相手方が本契約に違反したとき

２　甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

(１)　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

(２)　銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

(３)　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

第11条　甲及び乙は、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者等のいずれにも該当しないことを確約する。

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為に該当する行為を行わないことを確約する。

３　甲又は乙は、相手方が第１項又は第２項に違反した場合、何ら催告することなく教育・学術支援を中止することができる。

４　甲又は乙は、前項の規定により教育・学術支援を中止したことにより相手方に損害が生じたとしても、これを賠償又は保証することを要せず、また、自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第12条　ここに定めのない事項又は疑義等が生じた場合には、甲及び乙が協議してその解決を図る。

第13条　乙は、教育・学術支援関係者を甲へ派遣するにあたっては、当該者に甲の諸規程を遵守させるものとする。